

令和 8（2026）年度メタバースを活用した不登校児童生徒等への 教育支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という）が発注する学校におけるメタバースを活用した不登校児童生徒等への教育支援業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和 8（2026）年度メタバースを活用した不登校児童生徒等への教育支援業務

2 業務の目的

既存の学校に馴染めない不登校児童生徒等（不登校児童生徒及び長期欠席児童生徒やその傾向のある児童生徒をいう。以下同じ。）の社会的な自立に向けた取組の一つとして、メタバース空間を活用した交流・体験やオンラインでの学習支援を実施し、人とのつながりや、学ぶ楽しさを感じられるよう支援することを通して、社会的自立に資する。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

甲は、以下の業務内容に示す、不登校児童生徒等への支援を推進するに当たり、本県の現状及び課題を踏まえ、必要となる業務の企画・実施に係る一切を乙に委託する。なお、乙は業務の企画・実施に当たっては、本県の課題及び取組の方向性を踏まえた企画提案書を作成すること。

(1) 対象者

栃木県内在住・在学の小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒

(2) 登録者数（アカウント発行数）

100 名程度

(3) 実施主体

栃木県総合教育センター 教育支援部 栃木県教育支援センター
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070

(4) メタバース空間の提供時期（予定）

R 8 年 10 月から

(5) 稼働日・時間（予定）

原則として、長期休業期間を除く平日の火曜日から金曜日、2 時間の解放とする。

(6) 業務内容

以下の業務を実施すること。

ア 計画・準備

業務の円滑な推進を行うため、業務開始から終了までの実施内容及び作業工程を企画し、業務計画書にとりまとめるものとする。

イ 打合せ・協議

業務に係る甲との打合せを、乙決定後から児童生徒の利用開始前までに 3 回、利用開始後は月 1 回、業務完了時に 1 回を目安に行い、打合せ内容を議事録にとりまとめ、提出すること。

乙は、業務の進捗状況に関して、随時甲に報告するとともに、定期的を開催する

進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。なお、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。

ウ メタバース空間上のエリア（以下「フロア」という）の設定（最低限必要なスペースとして記載）

(ア) 学び支援スペース

オンライン授業を行うスペースを設置すること。

Web会議システムと連携できること。

(イ) 自主学習スペース

集中して自主学習を行うことができるスペースを設置すること。

(ウ) 歓談スペース

それぞれの児童生徒のペースで休憩したり、他の利用者の存在を感じながら会話したりできるオープンなスペースを設置すること。

(エ) 相談スペース

個別相談を行う相談スペースを設置すること。その際プライバシーが確保されるシステムを利用して、児童生徒の教育相談に対応できること。

(オ) その他

イベント告知や情報提供などができる掲示板を設置すること。

交流促進のための企画提案（掲示板を活用したイベントやアンケートの実施等）その他、必要に応じてカスタマイズできること。

(7) 運営

ア 説明会の実施

乙は、メタバース空間や提供するイベント等の内容、操作方法等について説明する説明会をオンライン形式で1回開催すること。また、オンライン形式で開催した説明会をオンデマンドで視聴できるようにすること。

なお、開催の周知や参加者の取りまとめは甲が行うが、説明業務（事業説明は除く）は乙が行うこととし、内容の詳細は甲と協議すること。

イ 甲向けマニュアルの作成・提供

乙は、甲向け研修の内容や、その他運用上の注意事項等を記したマニュアルを動画及び文書で分かりやすく整備し、提供すること。

ウ 利用者向けマニュアルの作成・提供

乙は、メタバース空間へのアクセス方法や操作方法等をまとめた利用者向けマニュアルを動画及び文書（リーフレット）で分かりやすく整備し、提供すること。

エ 周知・募集用チラシの制作

児童生徒及び保護者を対象とした、事業の目的、メタバース空間やコンテンツのイメージ、メタバース空間の利用申込方法を記入した周知・募集用チラシを制作すること。

なお、チラシは甲でも編集できるように、PPT形式で制作し甲にデータで納品すること。

オ 紹介動画の作成

利用する児童生徒向けに、メタバース空間やそこで提供されるイベント等の内容、操作方法を紹介する動画を作成すること。動画は5分以内とし、内容は別途甲と協議すること。

カ オンライン支援の実施

(ア) オンライン支援員の配置

乙は、メタバース空間の開放時間内において、児童生徒の活動を全体的にサポートするため、オンライン支援員を常時少なくとも1名配置すること。

(イ) オンライン支援員の運用

オンライン支援員の配置に当たっては、毎月20日までに翌月分の配置計画書を甲に提出すること。

(ウ) オンライン支援員の任用

オンライン支援員には、本事業の目的・趣旨を理解し、児童生徒に対して適切な言葉かけや指導・援助を行うことができる者（不登校支援経験や不登校支援に関する研修の受講経験を有する者）を任用すること。

(エ) オンライン支援員の業務

① 児童生徒同士のトラブルやいじめにつながる言動や記録、連絡先などの個人情報やり取りを見つけた際に、当該の児童生徒に直接警告する等、フロア内の安全管理に努める。また、生命の危険につながる言動を見つけた際には、適切な言葉かけや援助を行う。

なお、直接警告や援助を行った場合には、その緊急性・深刻性を鑑みて、甲に速やかに報告すること。

② フロア内にいる児童生徒とのコミュニケーション活動を行い、児童生徒に安心感を与えるとともに、フロアに関する情報提供を行うこと。

③ メタバースに使用する端末に関する一般的な操作支援を行うこと。

④ メタバースに係る軽微な不具合及びエラー表示への対応を行うこと。

⑤ メタバースに使用する端末に係るトラブル時の切り分けを行うこと。

※メタバースに使用する端末本体及びOSが原因となる不具合を除く。ただし、オンライン支援員の対応範囲を超える不具合を発見した場合は、オンライン支援員は甲へ報告すること。

(オ) オンライン支援員の業務範囲

児童生徒の機微な個人情報に触れる業務に関しては、支援業務の対象範囲外とする。

キ オンライン授業の実施

(ア) 授業のコマ数

開放日については、児童生徒が参加できるオンライン授業を、1コマ45分（目安）とし、1日1コマ実施すること。

(イ) 1コマ当たりの講座数

オンライン授業は1コマにつき少なくとも1講座開講するものとする。なお、可能であれば2～3講座を並行して実施し、児童生徒が講座を選択できるようにする。

(ウ) 授業時の支援体制

オンライン授業の間は、1フロア内はオンライン支援員1名とオンライン授業者1名の少なくとも2名体制とする。オンライン支援員は、主にオンライン授業を受けていない児童生徒の支援を行う。

(エ) 講座内容

オンライン授業の内容については、教科学習に限らず、児童生徒同士や、児童生徒とオンライン授業者・オンライン支援員のコミュニケーションを図ったり、ストレス対処やリラクゼーション方法などの心身リフレッシュのための体験活動を行ったりするなど、多様な学びの機会とし、児童生徒の参加意欲を喚起するような双方向性のあるものとする。詳細については、定期的な打合せ等で随時、甲と検討・協議し決定すること。

(オ) オンライン授業者の任用

オンライン授業者には、講座内容に関する専門的な知識を有し、本事業の目的・趣旨を理解し、受講児童生徒に対して適切な言葉かけや指導・援助を行うことができる者を任用すること。

ク 問合せ窓口の設置

メタバース空間提供時間は、電話による問合せ窓口を設置し、利用者からの問合せに対応できるようにすること。

ケ 児童生徒に関する報告

(ア) 毎月1回以上の頻度で、生徒のログイン・ログアウト状況（日時）及びオンライン授業への参加状況（日時及び出席したコンテンツの内容）を、甲に報告する

こと。

(イ) 様子・言動及びオンライン支援員等による対応

毎月1回以上の頻度で、生徒の様子・言動及びオンライン支援員や授業者による対応を、甲に報告すること。

(ウ) 報告の方法

甲が事前に指定するアドレスヘデータをメール送付又はシステム内において閲覧する方法のいずれかとし、報告を受けるべき者以外は受信又は閲覧できないようにすること。

(エ) 緊急を要する事項

緊急を要する事項については、速やかに甲に報告すること。報告の方法は甲と協議の上、対応すること。

(8) 完了検査（成果報告）

本事業の内容をとりまとめた報告書を作成すること。

報告書には、効果的だった点及び改善点等の分析を記載すること。

(9) 成果物の帰属及び個人情報の取り扱い

ア 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の所有権及び著作権については、甲に帰属するものとする。また、乙は著作者人格権を行使してはならない。また、本業務の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、乙の責任と費用により適正に処理するものとし、成果物は著作権等について処理済みのものを納入すること。その他、本契約に係る知的財産の取扱いについて必要があるときは、協議の上、定める。

イ 個人情報の取り扱い（秘密の保持）

本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用したり、第三者に提供したりしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合、緊急対応のため利用者等に許可を得た場合はこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。乙は、契約期間満了時には、甲からの依頼に基づき、クラウドサービス上のサーバにあるデータを消去・削除すること。その際完全に消去・削除されていることを確認できる書類か、適切なデータの取り扱いを記載している契約書類等を添付すること。

5 業務委託費の支払い等

(1) 委託費は金 6,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

(2) 委託費の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払とする。

メタバース空間仕様詳細

オンラインによる不登校児童生徒等の支援を行うことができるメタバース空間上のエリア（以下「フロア」という）の詳細については、以下のとおり構築する。

1 動作環境

児童生徒が使用する端末は、「文部科学省 G I G A スクール構想の実現標準仕様書」に準ずる端末であることを想定した上で、スムーズに動作が可能であること。

参考 URL:https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf

- (1) 対応 OS Windows / ChromeOS / iPadOS
- (2) 対応ブラウザ Google Chrome / Microsoft Edge / Safari

2 機能仕様

(1) 主な機能

ア アバター機能

児童生徒が、アバターを選択し、それを介して活動できるようにする。

(ア) アバター設定（髪型、肌の色、簡易な服装）

アバターについて、頭と体による人型を模したデザインとし、髪型、肌の色、服の色、飾り、持ち物を自由に選択できること。

(イ) 移動

フロア内において、マウスやタッチパネルを用いた操作によるアバターの移動が可能であること。

(ウ) ステータス表示

周囲に自身の状態を知らせることができ、ステータス表示中には、他者からのビデオ通話を受け付けられない制御が可能であること。

(エ) つぶやきの表示

アバターに吹き出しを付け、利用者が入力したコメントを表示できるようにすること。

イ メニュー機能

画面内にメニューボタンを表示させ、そこから次の機能を選択、使用できるようにすること。

(ア) 一斉連絡

管理者が通知する内容について、テキストで画面内に表示できるようにする。連絡配信の対象は、メタバース空間全体とフロア単体を選択できるものとする。

(イ) チャット

管理者、利用者間においてテキストとスタンプで連絡するため、ボックス内に表示できるようにすること。連絡は、個別とグループに配信ができるものとする。また、未読のメモが残っている場合は、ボックスに目印が表示されるようにすること。

(ウ) 検索

利用者が検索ウィンドウに利用者のアバター名を入力することで、メタバース教育空間内の居場所の情報を得たり、その利用者の近くに移動したりすることができるようにすること。

(エ) 自分の居場所の表示

利用者が自分のアバターの場所について見失ってしまった際に、画面をアバター上に移動して表示させることができるようにすること。

(オ) ログアウト

ログアウトすることで、利用者のアバターやその他プロフィールの情報をフロア上に表示させないようにすること。ログアウトした際は、利用者の端末に表示される画面は、ログイン画面に戻れるものとする。

(カ) 拡大/縮小

拡大メニューをクリックした際に、アバターを中心に画面表示を 200%に拡大し、再度クリックすると元のサイズに戻すことができるようにすること。また、縮小メニューをクリックした際に、フロア全体を俯瞰し、再度クリックすると元のサイズに戻すことができるようにすること。

(キ) フロア移動

フロアを選択するメニューを表示させ、選択先のフロアに移動できるものとする。

ウ 利用時間設定機能

予め設定した時刻に自動でチャイム音を鳴らす設定を 20 以上設定できること。さらに利用者がログインできる時間帯をフロアごとに設定でき、時間による利用者の一斉ログアウトを可能とすること。

(2) フロア設定

ア フロア数

1フロア最大 100 人まで同時接続可能であること。また、フロアの追加ができること。また、1フロアに同時に 100 名アクセスした場合にも、「文部科学省 GIGA スクール構想の実現標準仕様書」に記載された基準の端末が問題なく動作すること。

イ フロア入室制限

フロアごとで、入室可能な参加者を制限できること。チャットやビデオ通話の使用ができない設定を選ぶことができるようにすること。

ウ フロアのグラフィック

教室や校庭など、教育空間をイメージした複数のグラフィックを用意すること。

エ オブジェクトの配置

フロア内に管理者のみテキスト入力できるオブジェクトを有していること。また、オブジェクト内に Web 外部リンクや PDF ファイル表示が設定でき、利用者がオブジェクトをクリックすることで開くことができるようにすること。

なお、オブジェクトについては複数種類を選択可能とし、管理者によって配置変更や追加・削除ができるものとする。

オ 相談スペース

管理者と特定の利用者によるビデオ通話について、他者に気付かれることなく利用できるようにする空間を設けること。

(3) ビデオ通話機能

ビデオ通話時の映像と音声は、通話に参加していない他のユーザーには漏れることがないようにすること。また、ビデオ通話利用時には、次の機能を使用できるようにすること。

ア カメラ・マイクの ON/OFF

イ 画面共有

ウ 資料共有機能とホワイトボード機能

複数人での同時書き込みや同時ポインタ表示ができるようにすること。

エ 会話

画面内でアバター同士を重ねることによって自動でビデオ通話が起動し、同時通話ができるようにすること。

オ オンライン授業

教室に入るとWeb会議システム（Zoom、Microsoft Teams等）が起動する設定ができること。

(4) 管理者機能

ユーザー設定及びフロア設定等の機能は、管理者アカウント等でのみ利用可能とする。

ア ユーザー登録

イ ユーザー登録情報の修正

ウ ユーザー削除

エ ユーザーリストダウンロード

オ 利用者利用時間のログの取得

カ チャット内容のログの取得

キ フロアに設置されたオブジェクト内の文字の編集

(5) 児童生徒の継続した利用につながる機能

児童生徒の継続した利用につながる機能を付与すること。